

# ★附属資料

## 【目次】

資料－１：	写真で見る健康状態の推移
資料－２：	病気全体の流れの概略図
資料－３：	実際の日記及び覚書のコピー A：1995年3月6日労基法違反後の頭の痺れ B：文章抑制不可能現象の一例：①女優妄想、②殴り書き文書の見本等
資料－４：	97年11月暴力学生事件→学生配布プリント「岡山短大の名誉を守るために」
資料－５：	岡短労基法違反・専任確約被害・強制貢ぎ額被害額

### ※資料の概略

下記資料－１→PDF 配付版ではプライバシー保護のため省略。

下記資料－２→附録資料-2PDF で配付。

**1: 資料－１** は大学卒業の翌年(1976年:24歳頃)から2006年8月迄の主な写真を掲載している。この写真を見れば、いつどのような病気をしたかを、写真のみでも判定可能ではないかと思う。

**2: 資料－２** は病気全体の流れを図示したものであり、ポリテクカレッジ岡山・雇用促進事業団との交渉で提出した文書2の一部から抜粋しそれを一部修正したものである。

**3: 資料－３** は文書－１に随時抜粋した日程表や覚書の数例をコピーし、どのような形で書いているかの見本として掲載している。

①この内**A**は95年3月6日の**労基法違反後の頭の痺れの日の日程表から一部のみ収録**している。

②**B**では**文章書き抑制不可能現象の例**として**B－１に女優西田ひかる関連の箇所**で彼女が前半と後半と同一人物かなど、現在から考えれば通常は頭の機能が麻痺したような文章を記している(1996年8月13日の覚書)。西田関連は超膨大な1000頁近い文章がありその中の一部である。

③また**B－２**では**文章書き抑制不可能現象のもう一つの例として、自己意思に反して手が勝手に動き記したその内容を見ごとコピー**しているが、私自身も読めない。2010年現在何を書いているのか私自身も分からない。書いた数分後から読めず、書く意味が全くない文書を書く苦痛を味わっていた。B－２の無用文書を書いた時期は、ベネッセの労基法違反で岡短労基法違反を思い出し、精神のオクターブが高くなった時(2000年12月4日既述)のものである。この文書は**労基法違反被害症候群の実証の意味も持っている**。

尚、こうしたチラシや雑誌や新聞への殴り書きの大半は消却している。

**4: 資料－４** は1997年11月の無法・暴力学生の件で私の受け持っている学生への緊急警告文である。配布したのと同じものを掲載している。

**5: 資料－５** は岡短で損失(労基法違反被害額・専任詐欺被害額・私物貢ぎ額……)した推定金額の一覧表。推定値のため、詳細は、岡短(現中国職業能力開発大学校)及び雇用能力開発機構と、双方正直に話し合い、適正値を出すことが望ましいと考えている。

※(2016年9月6日追記)雇用能力開発機構の大学校グループの業務は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に移管された以上、マイナスの財産(私への賠償)なども後者が相続したと解釈している。

## 資料一 1 : 写真で見る健康状態の推移

→省略。

## 資料一 2 : 病気の全体の流れの概略図

→附属資料一 2 に掲載。

## 資料一 3 : 実際の日記及び覚書のコピー

### 3 - A : 1995年3月6日労基法違反後の頭の痺れ

「1995年3月6日の日程表」よりコピー 次ページ

→本文文書一 1 の第3章一節《◇-2》《◆-3》の記述関連箇所

◎1995年3月6日の日程表は3頁あるが、その内1頁のみコピーしこの用紙の裏（次のページ）に添付。但し、日程表の労基法違反に関連する箇所は本文文書の第3章一節《◆-3》の【参考-4】に活字でまとめている。尚、この3月6日から体調がどんどん悪化していくとは当時思っていなかったため、頭の痺れが7時間余りあったことをメモ程度に記している。

ただし、短大の労働契約違反に遭い、昔の家庭教師時代の軽度類似事項を思い出し、その件について記述等もしている。しかし、後者は相手のプライバシー保護の関係で本文の同上【参考-4】には記していない。同時に、プライバシー保護上、次のページの日記のコピーでも家庭教師先氏名は黒塗りで潰している。

★平成7年3月1日付の学校長名と印のある「平成7年度非常勤講師の委託について」（6岡職短発第205号）の書類[週8時間 前期144時間、後期144時間]も(今回添付していないが)保管している。

#### (2016年9月6日追記)

ここ数年以上、無用文書書き抑制不可能現象は相当減った。しかし、その代わりに別の問題が不明であるが、突如独り言が始まり、何時間も、時には徹夜で喋り続ける現象が起り、生活上大変支障を来している。独り言の内容はときには全く覚えていないときもある（例、昨年5月の野麦峠祭りのフィールドワークで宿泊した富山のホテルなど。ホテルには全く問題はなかった。ホテル以外の件での独り言であろう。しかし喋った内容は翌日から全く覚えていない。）



### 3-B: 文章書き抑制不可能現象の一例

B-1・『西田ひかる二人説について』「1996年8月13日の覚書」より抜粋しコピー ♪ 今回省略。  
 B-2・文書殴り書きの事例： ♪ 下記に掲載。

#### B-2・文書殴り書きの事例

—労基法違反被害後遺症候群発症時の見本（2000年12月4日無用文書書き抑制現象見本）

次頁のコピーは、**ベネッセの労基法違反で岡短労基法違反を連想し、頭が興奮したときに記した物である**。本文第3章第5節◇一3参照。なお、ベネッセ労基法違反から精神が高揚し、些細なことに対して何か書き続けたのであろう。私自身が解読できないため、次頁の内容は何の事か分からない。この次頁の文を記す前後の状況を「2001年新免議員・AO医院健康報告文書」から引用する。

月	日	出来事（2010年）	内蔵	病状 ETC	精神	無用文書枚数	その他（無用文書概略を含む）
10	19	模試着（契約外労働他脅しのみあり）		自己意思対立→特化現象	△		模試担当者いつもと違い
	20			猛烈な疲労	注意		
	21			相当殺気だつ	注意		
	22	模試発送		この間18時間がロッキー	注意		
	23			疲労+歯茎出血	注意		
	24			後藤先生への手紙特化現象	△		AO 絵葉書通信に関する不可解な自己内問答起こる
	25		?		△	6	同上等より無用文書書き兆し前日よりあり
	27					8	私立高校救済のため県立枠減らせ記事見て自己保身の論理に雇用促進事業団連想し興奮
11	1	Sofmap 商品のヤマト宅配の岡短類似非常識行為で興奮			○□		
	2	Sofmap のミス記述 mail 着					
	3				△	8	
	4				△□		朝日非行児論への反論覚書
	5					6	
	6	Sofmapのmail 岡山短大的矛盾→短大の不法行為思い出す。		左より精神乱れ開始	△□		① sofmap →昨年ロッキータクスの無用の金と労力消耗を懸念、② 体力測定実施
	7				△×		
	8				△	10	
	9	Sofmap 再 mail 着→このmail 内容みてトラブルは無しと判断		左より精神安定へ	□	1	mail 到着と同時に冷静になり岡短の如きミスし居直る職場は珍しく通常ないと思うや安堵
	30	模試着（又も分割送付）			△□	2	
12	1						
	2	模試発送			△	2	
	3				△		
	4				△	14	朝日非行児論への反論覚書
	5	模試1問のみ着→事実上無料での仕事					
	6	上記への憤り	△		?		契約外労働への抗議
	7	模試発送	?	自己意思完全対立、意思外行動→寺へ	△×	12	飼い犬四匹に襲われかけ→飼い主への怒りと犬への殺意

※精神→無印→□→△→×。無印＝精神良好、×は自己意思反したり極度の興奮。□と△はその中間。

因みに、この見本は本文第4章三節不当交渉及び第3章に出てくる文章書き抑制不可能現象の症状の主なものである。この症状は短大辞職後にかなり治まっていたが、1998年12月28日の不当・破廉恥交渉からぶり返す。尚、こうしたつまらぬメモは私自身も読めぬため、ほとんど全て過去には消却してい



資料－４： 97年11月暴力学生事件→学生配布プリント「岡山短大の名誉を守るために」

### 資料－４：97年11月暴力学生事件→学生配付プリント

《2004年5月9日追記→この資料4は、同上事件後の1997年の終わりに私の受け持ちの生徒に配付したものである。資料のため、誤字・脱字のたぐいは今回は修正していない。

ただし、2016年には行などの空間と、一部誤字脱字を ~~誤り~~（訂正）などで修正。》

### 岡山短大と在校生・卒業生の名誉を守るために

－1997年11月14日、無理難題の押しつけ及び暴力的行為に及んだ学生に関連して、岡山短大及び大学生に値する行為・言動・礼儀への学生への呼びかけ

1997年11月14日（金曜日）に、私に対して、以下の如く無理難題の押しつけかつ失礼極まる言葉及び暴力的行為に及んだ学生に関連して、岡山短大の名誉を守るために以下のことを呼びかける。まず概況より記す。

#### 《◇－１：概況》

11月14日（金曜日）に大学祭準備のために、視聴覚教室に机などを借りに来た学生がいた。当日、私もできる限り大学祭を応援するため、どうしても大学祭準備のために準備しなければならない学生などには必要あれば（無償で）補講を組むなどして学習権を保証することを約束し応援するしていた。

そして早めに切り上げた授業の後で、二年生以上の学生が何人か机を借りに来た。一番目のグループは、常識的なマナーで入室してきて、私も事情を聞いて視聴覚教室の予備の机を出すのを許可した。さらには、どのグループか忘れたが、彼らが机を出すのを私自身手助けし、私も机を出すのを手伝いもした。ところが、最後に来たグループのある一人の人物Sは以下のような無理難題を、しかも無礼極まる言い方でしてきた。

彼らが椅子をもって行くというので、  
私が「椅子をどの位もって行くの」。  
学生S「もって行けるだけもって行くんじゃない」。  
私「月曜の昼1時から授業があるので、それまでにはもって帰れる？」  
学生S「わからん。持っていけるだけもって行くんじゃない」。

このようなことをされると、私自身月曜の授業に支障をきたす訳である。しかも、20歳前後の学生が、44歳の同じ学校の教師に自分の方から物を頼むのに、上のような言動が許されるであろうか。とりわけ月曜の学生への授業支障をきたすことが大きい。

そこで、それは困るということと、その学生にそうした失礼な言葉が半暴力的意味（《◇－４》参照）をもつことを教えるために、きつい口調で「それは困る。学生分の椅子を残して持って行け。それに誰に物を言っているのか。私は44歳で君らの父親位の年であろう。言葉遣いに気をつけろ」。

頭に来ていたため言葉遣いは激しいがこの学生の問題点は明確に本人にその場で指摘した。その意味が分からないということは本来ありえない。また、こうした状況下で頭に来ない教師はいないし、もしそうした教師がいたらそれは《◇－４》に記した如く教師の責任放棄かもしくはその学校が事実上機能しなくなり、学校でなくなるということである。

それから、学生が「うるせえ。……」  
その後若干の口論の後で、この学生の方が私に強くないとはいえ、体当たりという暴力に及ぶ。幸い、私の方に理性が働き、私の方は暴力をふるわずに済んだものの、こうした暴力学生を放置することはできないため、事務室に行くように求めた。

すると学生の方は「うるせえ。何でいかにやいけんのじゃ……」である。この学生Sの言い分など成り立つ訳がないが、この学生Sに少しでも共感をもつ学生は以下の《◇－２》を読んでもらいたい。

## 《◇-2：学生のあるべき対応》

上記の出発点には、問題が二点ある。

――つまり、

①無理難題を言わぬこと、

②20歳の学生が父親の年代の教師に物を頼む時には、それにふさわしい言葉遣いをする。上記の言葉などは準暴力に値する言葉でもある。当然、常識ある学生なら、私が「月曜の昼までに椅子を返してくれるか」と尋ねた時に、「わからん。持っていけるだけ持って行くんじゃ」等でなく、(、) 次のように言うのが世間一般の常識である。

「必ず責任を持って返しに来ますので(、) 持っていけるだけ持っていかせて下さい。」

あるいは、「私には分かりませんので、責任者に聞いてきます。」

もしくは「授業までに返せるかどうか分かりませんので、先生の困らない分だけ持って行かせてもらいます。」

せいぜい、「すみません。分かりませんが、持っていけるだけ持っていくよう指示されています。先生(に) 迷惑(をお) かけることになるかも知れませんが、助けて下さい。お願いします！」であろう。

最後は、普通の教師なら許可しないが、私~~初め~~(を始め) 幾分大学~~際~~(祭) に協力型の教師なら、怒らずにどうしようと、工夫することを考えたかもしれない(椅子なしで授業することができるかなどを！ただ実際には無理であろう)。

尚、これらは書くまでもなく、常識であろう。

例えば、私が事務室に行って、視聴覚教室で使うから事務室の椅子を持っていくと(言) う。

事務室の方が、「いつ返してくれますか。」

私「わからん。」

事務員「月曜の事務の仕事に支障が来るので、いくつもっていかけて下さい。」

「わからん。持っていけるだけ持って行くんじゃ。」

そして、この事務の方が私(44歳)よりはるかに年輩の60歳位の方であつたら(、) 当然これで怒らないということがあろうか。まして、これが学生であつたら(ば)。

そして、事務の方が「言葉遣いに注意して。私はあ(な) なた(は) のお父さん位の年です。」と(言) ったら、私が「うるせえ」と言って事務の人に体当たりしても、これは問題にならないのであろうか。まして、これが、教師でなく、18歳か20歳の学生であつたら(な) ら。このようなこと(は) 本来解説するに及ばない(、) 社会常識である。

## 《◇-3：暴力行為への問題》

この短大創設以来勤務して、初めて、学生に軽いとは言え(、) 体当たりの形で身体に触れられる。これについて学生に警告しておく。

同時にそれは短大とは無関係なれど、中高の一部にも該当する。基本的に学生が暴力を振るえば、これは学則に準じて処分されるべきであり、一定の限界を超えている場合には、警察及び裁判にて処分されるべきである。ただ、問題は次の点に注意してもらいたいことである。

これは、喧嘩をした経験のあるものなら分かると思うが、喧嘩というものは双方の頭を真っ白くし、死にもものぐるいで戦うものであり、空白の状態にあり(、) 極めて危険なものであるということである。近くに凶器があれば、無意識にそうしたものに手を出すことさえあるということである。レスリングや柔道の試合等のように、次にどの手を打とう等と計算のできるものではないということである。双方、頭に血が登っている状態が喧嘩である。

私自身、小中学生の時に殴りあいの喧嘩をした経験は有り余る程あるが、その時自分が何をしたか皆目覚えていない。どのように相手を殴ったかなど一切覚えていない。こうした危険な状態にあるということである。同様に経験した柔道・剣道の試合では、多少緊張してもしてはいけないことは決してしないし、また大半の時間は計算に基づき格闘をしている訳である。

ここで注意してもらいたいことは、学生も教師も人間であり、一方が暴力を振るえば(、) 時には、他方も理性が働かなくなることは極めて多く、あるいは無意識に条件反射で対応し、そしてエスカレートして先の喧嘩~~への~~状態になるということである。教師とて人間であり、暴力を振るわれれば、プライドというより、無意識に自分を守るために、あるいは時には動物的習性から不可抗力で理性を失ってしまう危険があるとい

うことである。さらに条件反射ですら対応してしまうことさえある。

よって、安易に〈、〉軽くても先の学生の如く暴力的行為に訴えるべきでなく、同時にそれは極めて双方にとって危険であるということである。一部の格闘技のプロや柔道や空手の高段者は慣れとゆりのため計算で対応できて、それ以外の人間にとっては暴力は極めて危険な性質のものであるということである。

私自身、高校の時に柔道をかじったとは言え、攻撃技はほとんど修得する前の本格的な体力作りの段階で止めており、また現在体を本格的授業に備えて鍛えている(1日腕立て250回等)とはいえ、人を攻撃する訓練は一切しておらず、学生に暴力を振るわれ、万一私の意に反し〈、〉理性を失うような事態に陥れば、危険を感じれば身をまもるため必死にならざるを得ず、計算をして喧嘩などできる状態にはない。

暴力は先に述べた如く〈、〉頭の空白状態のため、教師であるから理性を持って言っても、こうした喧嘩のプロでない以上、瞬間的に理性を失い〈、〉先の状態になることは大いにありえ〈る。〉⇒双方にとって極めて危険な状態となることを再度認識してもらいたい。これは、中高の一部の暴力教師にも言えることである。暴力というものを余り軽くみてはいけないということである。

{追記:勿論、小中学(校を)始め〈、〉私の方から〈先に〉手を出した覚えはない}

#### 《◇-4: 岡山短大の名誉のために》

先の《◇-2》に記した、無理難題の言動で、しかも、失礼な表現の言動(「月曜の授業に椅子がなかったら困る」という私の言葉に対しての「わからん。できる⇐〈だ〉け持って行くんじゃ」)を放置したらどうなるであろうか。

それは、私は学校が実際に機能しなくなり、学校にとっての自殺行為であると考えている。即ち、20歳位の学生が相当年輩の教師に物を頼む時に、あのような言動を黙認するならば、学校の秩序は消え失せ、また教師の学習指導上の力もなくなり、学生は好き勝手なことを言うと同時に振る舞い始め、教師は学生のご機嫌伺いの存在となるであろう。

即ち、ああした言動にきつい注意及びきつい言動で臨むということは、あの学生に対する叱責のみならず、教壇を守る、もっと広い意味では学校を守るということである。ああした言動を放置する学校の行き着く果ては、世間一般の白い眼〈目〉のみである。

「ああ、A校、じゃこの学生はろくでもない学生だわ」ということになるであろう。

現在、実際にこうした形で学校が乱れたため、世間一般で白い眼〈目〉で見られている学校は日本に千校はくだらないであろう。よって、こうした無理難題かつ失礼な表現に関する言動に対する厳しい注意は、岡山短大の≡≡≡(誉(かつ)て)の卒業生及び現在の多くの学生の名誉、強いては岡山短大の名誉を守るため、避けて通れない道であると考える。

そして、今後、岡山短大においては、学生は年長者に対しては、学内では教師、事務の職員、守衛の小父さん、掃除の小母さんなどに対しても礼儀をもち振る舞うことを切に望む。また、学外においても、同様に年長者に対しては礼儀を持って臨むことを切に望む。

年長者に対する失礼な言葉は、時には暴力ともなることを頭にたたき込んでもらいたい。

例えば、私が60歳の事務の方が非常勤講師室の窓を閉め忘れた時に、その事務の方に「2階の窓くらいき⇐ち〈つ〉としめとけ。何をしとんなあ。」等といえ、これは言葉の暴力である。

同様に、学生諸君が下級生に命じるような言動で、年上の教師に物を頼む〈こと〉は一種の暴力に近い行為である。そして、これを放置すれば、先に述べた如く〈、〉学校全体は機能しなくなり、世間の白い眼〈目〉が学校に向けられ、卒業生及び学校の威信は地に落ちるであろう。これは小さなことではないということである。

尚、現在の私の担当している学年では、英会話で失礼にならない表現、丁寧な表現をテーマに学習しているため、こうした言動は授業の一貫として減点とする。また、これ以外の学生も原則として失礼な表現に対しては私自身全て何か頼まれても応じないし、ひどい場合には学則にも違反すると思われる。これらは小さなことでなくて大きなことである。

そして、短大創設時より今日まで、こうした失礼な言葉遣いをする学生は存在していなかったのであるが、本年度何故か目に余り過ぎる⇐ことも事実である。(但し、このS君の問題は言葉遣い以上に無理難題を言ったことにもある)

### 《◇-5 : 先のS君についての疑問》

S君は年次は伏せるも1995年度以前の学生である。  
彼のいた学年はかなり授業態度の乱れ〈が〉見られるも、しかし面とむかって教師に無理難題を失礼な言動でいってくる学生は皆無であったはずである。

しかも、このS君は調べてみると私の教え子であった。この年には、S君以外の学生も含め、一人一人の教材を〈、〉膨大な枚数〈を、〉私が自分で朝5時頃〈に〉家を出て、早朝7時頃短大に着き、7時より教材を印刷し、また昼食抜きで印刷するなどし、全員に無料で教材を配付〈付〉した年でもある。

〔そしてこの教材も短大の学生と職員の要望から作り始めたものである〕。さらに休んだ学生には、閉じる作業を1人分約40分かけて私がし、直に手渡していた年でもあり、彼もそれをみていたはずである。英語での自己紹介の時には手とり足と〈りと、〉援助も全員にした。こうした状況の中でのこうした行為は信じがたいものがある。

尚、私自身創設時よりこの短大におり、知り合いの講師は10人以上おり、こうした仲の良い講師と〈、〉今後〈は〉こうした問題⇄〈が〉起こった場合には〉具体的〈に〉学生名をだし〈、〉を具体的に話あい〈、〉短大の名誉のため毅然たる対応等で臨むつもりである。

**短大の卒業生と在校生の名誉のために。**

### 【2016年9月1日追記】

このS学生（本文ではSY学生）が、偽学生どころか、どこかの教員か教員志望学生の疑惑があることは、本文第3章四節に記載した通りである。当初は偽学生を疑っていた。しかし、辞職後の諸情報から、無契約で教育実験という強制労働に、無理矢理かりだされ、実験材料として教員か教員志望者がS（SY）になりすましたと分析している。

## 資料一五：岡短関連被害推定額

「機構」廃止法案について、2010年11月に知ったため、大急ぎで計算したことより、以下の数値は概算であることを最初に明記しておく。正確には双方膝をつき合わせて協議して決めたい。

### ◎計算方法について。

(1) 賃金不払や契約違反が3日あり、抗議し、その後賃金が支払われれば損失額は0円と計算する。  
★(αの原則)しかし、毎年毎月となれば、銀行迄の交通費・損失時間の賃金補償が不可欠となる。

(2) 労基法違反で興奮させられ、数日後に労基法違反が撤回されても、同上αの如く毎回されていけば、怒りやストレスで何もできない時間が多い。その時間が一定計算できる場合には損失に含める。

→詳細は本文第4章【参考一2】参照。(万引きをし、見つかり、金を払ったからもう私はお客様です、は通用しないのと同様に、違反があった時点で罪を犯したとなる。)

(3) (βの原則) αの内容が同一でなくても、毎回、形や種類を変えて何らかの事項で頻繁に被害を与えられていけば、原状回復し、被害がないように見えてすら、原状回復のための努力時間やストレスでロスした時間等々より、挑発・ミス事項全てにおいて賠償が必要となる。まして故意にパワハラや計画的にしていた危害の場合には尚更である。(数値は、最低賃金法金額か・岡短時給か・駿台時時給か・私の本来の労働力商品該当時給かの何(いず)れかでの計算となる。)

※実際にあったことを元に、便宜的に日にち(実際の日にちと異なる)を変えて、分かり易くした事例で解説する。(便宜的日にちを除き下記があったことはすべて事実である。正確には下記より問題が多い事があったのが事実である。)

- ① 2月2日、次年度授業4 齣契約(年収90万円契約)
- ② 2月3日、学生の乱れへのペナルティとして再試しないことを係長と相談し、再試はしなくてよいと言われる。全学生にその趣旨を通達。
- ③ 2月4日健康上、年収90万円生活で耐え、健康回復に専念するため他の仕事を全て断るため、職場回りで一日潰れる。
- ④ 2月5日、約束の賃金銀行振込日のため銀行へ行く。しかし振り込まれておらず。
- ⑤ 2月6日、賃金遅延で銀行行き時間ロス。
- ⑥ 2月7日も銀行行きで時間ロス、更に岡短への問合せへのストレスで多大時間ロス。
- ⑦ 2月9日岡短問合せで時間ロス、その後銀行振り込み。
- ⑧ 2月10日岡短に頼んでいたテキストを職員がミスしており、違うテキストが来る。
- ⑨ 2月11日、学生に確認すると、テキストの予習者があり、テキスト返品不可能。職員のミス購入した教材を授業使用できないため、予習学生用に12日～20日補助プリント作成し処理する(補助プリント作成賃金支払は無し)。
- ⑩ 2月21日～24日に、25日用岡短学期最後の授業日準備。
- ⑪ 2月25日岡短急遽臨時休みと当日学校から連絡あり。学校の出鱈目さへのストレスから多大時間ロス。
- ⑫ 2月26日賃金確認をすると25日賃金支払なし、労基法違反・パート労働法違反に頭に来て一日潰れる。パート労働法に規定の有給休暇措置もされず。
- ⑬ 2月27日～28日に学校に自腹で往復200キロ行き25日の賃金支払交渉で完全に潰れる。
- ⑭ 3月1日、2月25日分賃金支払と漸く学校が回答(実話では支払われなかった)。……(毎日続き)……
- ⑮ 3月19日に⑫に反して再試せよの命令を持ち職員が我が家へ来ると連絡あり。怒りで半日潰れる。
- ⑯ 3月20日再試の件で岡短職員と会談(職員は賃金・交通費で、私には一円も支払われず)。
- ⑰ 3月21～25日大慌てで再試問題作成。
- ⑱ 26日体調不全のため再試問題をタクシーで郵便局迄行き書留郵送。(書留代金・タクシー代金自腹)。
- ⑲ 27日再試問題我が家着→採点・成績評価作業・書類記入作業。
- ⑳ 28日最終成績記入に往復200キロの学校へ行く
- ㉑ 29日再試作成・採点・書類記入等雑務料半額しか支払われず。28日分賃金・交通費も無支給発覚。  
{実話では、月極明細ないため、約1年後の源泉徴収票が送付されるまで分からないことが多い}
- ㉒ 3月30日、再試作成・採点・書類記入料不足への抗議文書で全日程が潰れる。
- ㉓ 3月31日岡短再試試験作成料を支払うと連絡あり(実話では支払われていないが)
- ㉔ 4月1日岡短から連絡で①の労働契約に違反して、今年度の授業は週1齣(年収20万円)との通知が来

る。怒りより丸一日頭が機能せず。

- ② 4月2日～5日ほぼ全日つぶし岡短へ抗議し、6日に労働契約通りに授業4齣（年収90万円）と訂正が来る（実際にはYK氏のときは撤回されず、他の仕事を辞めたため、彼の労基法違反後から他のバイト探しで心労が募る。仕事探しには時期も悪かった。）  
……（以降も毎日続く）……

これが十年以上、ほぼ毎回続く。これにより病気に、また膨大な作品（＝商品）作成を妨害されてもいた。上記2月3日から4月5日までを算盤勘定すると私の損失は形式上は0円であるため、私の損失は0円で賠償責任はないが岡短被害の過去の計算方式であった。依って、こうした場合の損失額計算には $\beta$ の原則を適用するのは当然である。上記は例えであり、実際は後日支払うべき額が上記の例では支払われたことにしたが、実際には幾つもの事項で未だに支払われていないという例えの事例よりも問題が多い。なお、上記の事例は日付こそ違いますが実際に岡短でなされたことを組み合わせた事例でもある。違いは既述の如く支払われるべきものでもまだ支払われていないことである（本文参照）。

（4）労働契約の時間を突如・理由を告げずに合意も取らずに半額にした場合には、その契約遵守上、他の仕事を断っており、その損失がなくなるまでの期間を岡短賃金か、他の職場の賃金で計算するとなる。

例：92年YK氏の契約違反で、河合塾を棒にふり、YK氏と結んだ契約通りとなるのが95年度のため3年分の賃金補償が不可欠となる。理由は実際の損失のみならず、 $\alpha$ と $\beta$ が効いている。而も、専任確約での過去の私の貢ぎや、過去岡短非常勤講師探しを私がしたことなどの経緯・社会常識からも当然である。尚、YK氏の労基法違反被害額については、賃金計算は河合塾時給が本筋も、今回は安い方の岡短換算で概算している。

（5）（ $\gamma$ の原則）全体を通して $\alpha$ と $\beta$ が多すぎるのみではなく、同時に岡短専任確約による過去の膨大な貢ぎと無料労働を加味すれば、上記の計算は当然でもある。

（6）（ $\delta$ の原則）上記の細かい計算は無視し、正当な逸失利益賠償が本道である。

医師Aが、大手病院Bに勤務することとなっていたが、横から大手病院Cが「是非、我が病院の専任医師になってほしい」とスカウトされる。C病院で勤務となる。

ところが、「専任医師は数年後に延期したい。ただし、数年後からは確実に専任にするし、そのための最大限の努力をする。そこで当面非常勤勤務医として留まってほしい」。

こうしてA医師は、将来C病院に骨をうめるため、懸命に努力する。それを利用してC病院は、非常勤勤務医としてのバイト料金すら一部支払わないという労基法違反をする。おまけにC病院で使用する医療用器材の一部をA医師の自腹で購入させる。

更に残業はしなくても良いとし、残業代は出さないといい、その上でA医師が帰宅する直前に瀕死の重症患者を彼の目前におく。当然人道上より、A医師は無視することはできない（第一無視し、病人が死亡すれば罪に問われるはずである）。だが賃金はでない。それ以外にも膨大な労基法違反と賃金不払をされる。当然抗議するが抗議の時間の疲労も重なり、ついにA医師は病気で倒れ、20年以上A医師自体が病気療養と入院・通院となる。同時に、勤続19年目には専任の件は嘘と管理職から告げられる。こうして、勤続20年目に、C病院を解雇される。医師Aは当然C病院相手に賠償請求をすることとなる。

このときの賠償額はA医師の非常勤勤務医としての正当な支払額の内、未払部分の賠償となるか、A医師がB病院で専任の勤務医となっていた場合の賃金×20年分（若しくはA医師が開業していた場合に得られた年収×20年分）となるか、という問題がある。当然、後者で計算すべきである。その場合には医師の受けた賃金不払等労基法違反被害部分は除外し、A医師が健康でB病院などで働いていた場合の逸失利益賠償が筋となる。これが $\delta$ の原則である。

但し、それでもC病院はA医師の20年分の医療費と通院費及び病気による苦しみなどへの慰謝料の支払義務はある。同時に、A医師がC病院用に支払った機材の自腹分は債権・債務関係であり、C病院は債務返済義務がある。

私のケースはこの（6）が適用されるため、 $\delta$ の原則でなければならない。その場合には次頁に記す、労基法違反の損失額に関する細かい計算は意味をもたないとなる。依って、概算でどの程度の損失をしたかを控えめに記したにすぎない。

同時に、私自身が人生の最後をかけ、生き甲斐も求めて本当にやりたい仕事に就かねばならず、賠償のためのパッチテストに名を借りた、就職準備・研究・能力開発・投資などの妨害をされることは、更なる大被害でしかない。もし岡短辞職後にこうしたパッチテストと称した欺瞞の人権侵害がなければ、岡短・「機構」が賠償すると予想される額とは桁違いの金を自分で稼いでいた可能性が極めて高い。還暦間近な今ですら、その可能性が昔より低くなったが相当ある。

依って、本文に記した如く、多少のディスカウントとなったとしても、早急に決着を望むものである。新免議員及び恩師・後藤先生にはその趣旨を伝えている。ただし、お金に関しては（多くても少なくとも）私は完全ノータッチと記した以上、お金に関することは私が何を書いても無効ではある。では誰が決めるかは本文第4章第一節に記述した通りである。

上記の理由で、**今回の数値は、参高額であり、具体的請求額では一切ない**。また、協議しなければ不明の部分もあり、正確な数値ではない。大ざっぱに言ってこの程度の被害を受けていることを主張しているのみである。

ただし、一部は正確な数値、控えめの損失額を記しており、即返済してもらわねばならないものもある。岡短に対して私は債権者であり、岡短は債務者である。同時に、計画的詐欺、結果としての詐欺の場合には、労働省所管の職場で行われた大事件となり、司法よりも国会が重要な役割を果たさねばならない。厚生労働省が組織的に、マンデラやアウンサンスーチーを監禁し、強制・貢ぎ労働を軽く20年以上強いて、彼らを大病にしたとなるからである。国会が裁判所以上に調査・対応をしなければならない。

マンデラ等の問題は司法解決が本筋か、政治解決が本筋か。当然後者であり、政治により、南アフリカ共和国のアパルトヘイトは終止符を打った。私の場合も同様である。

## A・労基法違反関連被害

	内容	金額単	回/時間	合計	備考	本文
A1	再試監督分(89年2月以降～)	12000	約18回	216,000	労働契約=問題作成・採点・成績記入代として支払のため	2章一節◇3
A2	89年3月頃再試強要時会話時の日当支払い	12000	1	12,000	短大職員有給で何故私が無給か	2章一節◇4
A3	試験監督分(91～93年頃)	12000	約5回	60,000	同上かつ労働契約上	2章一節◇3 2章二節◇2
A4	1989/7/1:事業団創立記念日	12000	1回	12,000	労働契約明示無し、休みとしての連絡無し	2章一節◇3
A5	追試処理料金	12000	約2回	24,000	最低でも1回は学則違反型追試	2章五節◇2
A6	97年4月レポート命令による損失	1000	30時間	30,000	6時間準備が30時間にされたこと	2章一節◇3 3章一節◇3 3章二節
A7	92年YK課長契約違反	450000	3年分	1,350,000	被害は94年度迄。河合塾等損失では年120万×?年	2章四節◇2
A8	92年YK課長による労基法違反による時間ロス		約150時間	?	バイト探しや面接などで損失した時間。時給千円計算では15万円	2章四節◇2
A9	契約外の書類記入作業(YK課長時代から)	1000	10年合計20時間	20,000	成績記入作業が契約時と異なり途中から1通でなく2通作成となる。新契約なし。主としてYK課長時からか	
A10	97年3月5日明細書がないための損失額	22000	損失時間	22,000	例年通りに騙された無料労働分。時給は最低賃金レベルで計算	3章五節◇2 2章五節◇2
A11	97年5月賃金遅延	6000	1回	6,000	バスと損失した時間を最低賃金法で計算	2章五節◇2 3章二節
A12	97年度後期テキスト作成代金の私の取り分	150000		150,000		3章二節 5章三節
A13	MK課長許可での他職員印刷援助/97年10月頃	3000	1回	3,000	MK課長の許可言動のみに限定(パワハラ危害でもあった)	2章五節◇2 5章節
A14	交通費百キロ未満未支給が嘘の場合(83～87年)			?	その時に計算するが大きい。83～87年は交通費は0円とされていた。	1章二節 5章二節
A15	15年間に亘る月極賃金明細書がない事による給与計算のための時間手当	1000	30時間	30,000	時給1000円として、毎月のチェックと確定申告時等に源泉徴収票チェック作業用時間(下記参照)	2章五節 3章五節◇2
A16	最低でも97年の源泉徴収票が間違っていた時に計算に当てた時給	1000	約10時間	10,000	送付されてきたた源泉徴収票金額が違うように思えたが、月極明細書がないため色々な角度から延延と計算し学校に問い合わせると20万円程度違っていた事件発覚。その際の私の調査・検討・計算に充てた時給1000円として損失時間分を計算	2章五節◇2 3章二節
A17	事務員のミス尻ぬぐいでサービス労働のためのホテル代金	4500円		4,500	97年4月。サービス労働の方は計算が面倒なため含めておらず。第4章四節。何回かあるが一回分のみ請求	4章四節 5章二節
A18	パート有給休暇問題			80,000	95～97年度は再試入れると週74時間。再試せよと89年首脅しあり、正規労働と換算。この間の休み7日分以上該当	3章二節 3章五節◇2

A19	職員ミ購入テキスト尻ぬぐいで、その教材を使用せぬ部分の補助プリント作成労働	50000		50,000	30 時間か 100 時間×時給 1000 円=3 万円～ 10 万円(面倒なため正確計算しておらず) 第 4 章 4 節	4 章四節
				2,079,500	?部分等を入ると210万円以上	

## B・二重労働事実時強制労働関連被害

→もし事実の場合の損失額

	内容	金額単	回 / 時間	合計	備考	本文
B1	他学生入れ替え時(95-97年)	3000000	3 年分	9,000,000	駿台 87 年夏期講習時給(1 万 4 千) - 短大支給額: 50 分 14000 円×年 36 回×1 回 2 時間×4 クラス分から岡短で実際に支給された額を引いたもの	3 章四節 特に◇ 4 3 章五節
B2	岡短学生挑発への裁定文書作成費	1000	80 時間	80,000	97 年度レポート試験横なり学生、体当たり学生他。他年度でも学内暴走車対策、帽子問題調査費、その他多数あるが、職員のすべき事項の押しつけ、若しくは故意ならば最低でも駿台夏期講習時給 15000 円で計算となりこの額ではすまない。 故意・計画的でない時の職員の仕事押しつけ・処理強制された代金を最低限の形で計算	3 章四節全体
				9,080,000		

## C・私物没収・職員のみスの尻ぬぐい被害額

	内容	金額単	回 / 時間	合計	備考	本文
C1	ビデオ関連の精算			200,000	ビデオ購入交通費・宿代 20 万円である。 教材集めは訪問した東京三友社、大阪桐原書店等で分かるはず。南雲堂は手紙依頼のため、東京迄の交通費はかかっている。これらの出版社でのビデオ購入は適切なものがなかったためしていないが、このついでにビデオ探しを大型店でしている。	2 章二節◇ 2
C2	OHP 他消耗品自腹額(95～97年)	12000		12,000	学校が支払うと確約し、その後職員故意ミスで請求不可能とされた物のごく一部	
C3	岡短無茶苦茶言動によるロス時間(97年3月のみ記載)→他も入れれば本文の如く 600～千時間か		? 30 時間	?	F J 氏の労働契約違反後、頭が麻痺し何もできなかった時間等を仕事時間で計算した損失額。他のケースも入れれば最低でも数十時間となり、控え目計算しても 10 万円以上(岡短時給計算でも 30 万円以上)となるが、実態が分かればそんな比ではないはず	第 3 章一節等々

C4	MK 課長による労基法絡めセクハラによる時間ロス		150	?	交通費問題の箇所参照。交通費対策、テキスト作成代金問題、岡短辞職伺い問題等々	第5章二節・三節。第3章二節等
C5	ME 課長単位認定件介入による時間ロス		80 時間	?	怒りと対応と翌年度学生対策費用等(この尻ぬぐいで茶話会等12000 円自腹実施)	第2章一節等
C6	同上による岡短生変貌対策による時間ロス		300	?	もの凄い余分な時間ロスを招く	第2章一節等
					212,000	212000+ $\alpha$ : $\alpha$ が大きい。

#### D・短大因果病気による休講と入院時賃金補賞

	内容	金額単	回 / 時間	合計	備考	本文
D1	短大因果休みの賃金補賞	12000	22	264,000	入院中等の賃金補賞	
D2	退職時の精算(短大因果の休み)	12000	6	72,000	掃除日含む	
				336,000		

#### E・短大因果病気による入院費と通院費

	内容	金額単	回 / 時間	合計	備考	本文
E1	入院費 4 度合計	1200000		1,200,000		
E2	通院費(90～2010)			2,200,000	交通費含む	
E3	短大因果病気の場合の宿代等	4500	5	22,500	90年補講時等	
				3,422,500		

#### F・専任確約による金銭被害額の一部

	内容	金額単	回 / 時間	合計	備考	本文
F1	学生用通信費他	3000		3,000	94年MU君他超多数あるが最低限	
F2	岡短用アパート(光熱費含む)		4 年分	6,000,000	岡短交通費等。食費も出張手当該当として計算。駿台は実家からでも良いとなっていたため実家から通っていた場合は岡短用アパート借りた場合より幾ら金が浮いたかで計算	1章二節
F3	岡短専用器財の一部	50000		30,000	岡短専用率 100%で岡短請求が当然の機材・教材も、1983年に遡る1989年のビデオ没収事件から、事実上私に押し付け、自腹約15万使用も面倒なため3-5万円：機材の一部は岡短宛郵送させ、私の自腹で精算。英語字幕を出す器財、写真文字を短大プロジェクターで上映させる機材等。岡短視聴覚教材ビデオソフトも同様。又私自身が購入したビデオも視聴覚教室においていたらなくなる。まさか図書館に移動したのでは。実例→カクが短大へ来る→私が短大から業者に電話→機材が短大へ送付→私が自腹で精算→短大使用率100%=個人使用率0%。岡短辞職後一度も活用せず。	2章二節◇2

F4	専任確約によるサービス労働代価			?	非常勤ならばしない部分のサービス労働代価＝交渉時に相談→膨大な額となる	1章～3章全体
F5	97年9月～：印刷業者との打ち合わせ手当等	12000		12,000	駿台などの打ち合わせ料金参照	
				6,045,000	左は最低限の額：？部分の額が15年分のため極めて大きい	

### G・岡短賠償交渉に費やした損失額

	内容	金額単	回/時間	合計	備考	本文
G1	岡短交渉日の私への日当	12000	2	24,000	私との交渉時にMK課長に賃金支払われ、私に賃金無しは不可解。同様にケがついたならば新免議員への日当支払いも公選法に違反していなければ必要。	
G2	岡短・機構交渉に当たる通信費	20000	3	60,000	書留料金他(98, 99, 2000, 2004, 2010年他)	
G3	上記文書作成時のink用紙代金	180000		180,000	上記合計額	
G4	岡短・機構交渉文章作成料金		3	30,000,000	99年、2004年、2010年合計→駿台専任で最安値年収1千数百万円を基準として計算。本来この文書作成する時間を作品作成にあてていれば幾ら得られていたかは将来分かるであろう。駿台専任年収額並ではない可能性あり。若しくはこの原稿作成を作品3本作成した時の印税額＝？円のいずれか	
G5	岡短辞職後も妨害を機構がしていた場合				駿台時専任年収×年数が最低限。実際は印税他あるため上記以上の数値となる。とてつもない額になる可能性あり。	
				30,264,000		

◎上記の損失額は2010年末に計算したものである。それ以降の計算はまだしていない。また、(他の職場での専任を棒に振った)逸失利益計算と慰謝料計算は一切上記に含んでいない。協議して決めたい。

### 【2016年9月6日追記】

①政府・主要政党宛への送付は全て実名としていた。しかし、このPDF配布版では、岡短では副校長以上、駿台では部長以上に限定する。それ以外の人名は原則として略号に置き換えた。

②私の書物からの引用は、全て、旧ペーパー版原稿からである。これらの原稿の一部は、現在、電子書籍で発売中である。なお、電子書籍にするに当たって誤字・脱字類は修正している。しかし、引用は電子書籍版ではなく、昔の原稿版からの引用である。

③電子書籍版の紹介は、私の「安らぎ文庫HP」の中で行っている。下記アドレスが該当する。

<http://h-takamasa.com/service.html>

#### ④参考

公式HP → <http://takahama-chan.sakura.ne.jp/>

安らぎ文庫HP → <http://h-takamasa.com/>

⑤なお、文中のYK課長は後にポリテクカレッジ四国の学長、さらに雇用能力開発機構本部で勤務していたため、上記の原則では実名としなければならない。ただし、不当な妨害を恐れ、略号のままとしている。実名にすべきという意見が多いならば、私も実名にするのが本筋とと思っているため、即座に実名とする。